

四 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される郵便局株式会社法第十四条第一項の規定(郵政民営化法第七章第三節の規定に係る部分に限る)に基づく検査に関すること。

五 郵政民営化法第百八十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関すること。

附則に次の二条を加える。

(郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十四条 郵政行政審議会は、第二百二十四条の二第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七十四条 整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第六十八条、整備法附則第十八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八条)、百五十三条、整備法附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第一条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十一条)第七条の二第一項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 郵政行政審議会は、第二百二十四条の二第一項及び前項に定めるもののほか、平成二十年九月三十日までの間、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二条)第六条の二第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 郵政行政審議会は、第二百二十四条の二第一項及び前項に定めるもののほか、平成二十年三月三十一日までの間、整備法附則第三十六条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第二百七条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二条)の一部を次のようにより改正する。

第二百六十九条第六号中「国有林野事業」を「及び国有林野事業」に改め、「及び日本郵政公社」を削る。

第二百七十二条中「並びに国有林野事業」を「及び国有林野事業」に改め、「及び日本郵政公社」を削る。

(財政制度等審議会令の一部改正)

第二百八十八条 財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五条)の一部を次のように改定する。

附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 財政投融資分科会は、第六条第一項の表財政投融資分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどる

ほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第一百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政投融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機関の運用に関し、総務大臣に意見を述べるために必要な事項について調査審議する事務をつかさどる。

(総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第二百九条 総務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第二百八十八条)の一部を次のように改定する。

第二项第一項中「十三人」を「十六人」に改める。

第五条第一項の表情報通信・宇宙開発分科会の項の次に次のように加える。

郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

第九条ただし書中「総務省情報通信政策局技術政策課において」の下に「、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省郵政行政局貯金企画課において」を加える。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

第十条 総務省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「総務省郵政行政局貯金企画課」を「総務省郵政行政局貯金保険課」に改める。

(郵政行政審議会令の一部改正)

第一百十一条 郵政行政審議会令(平成十五年政令第八十一号)の一部を次のように改定する。

第五条 削除

第六条第一項中「及び分科会」を削り、同条第二項中「分科会に置かれる部会にあつては、分科会長」を削り、同条第六項中「分科会に置かれる部会にあつては、分科会」以下この項において同じ。」を削る。

第七条第三項中「分科会及び」を削る。

第九条中「総務省郵政行政局貯金企画課」を「総務省郵政行政局企画課」に改める。

附則を削り、同条に見出しとして、(施行期日)を付し、同条の次に次の二条を加える。

(分科会の特例)

第一条 審議会に、平成二十年三月三十一日までの間、日本郵政公社経営・評価分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第三十六条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

8 第七条第一項及び第二項の規定は、分科会の議事に準用する。

(郵便法第七十五条の八の審議会等を定める政令の一部改正)

第一百十二条 郵便法第七十五条の八の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十二号)の一部を次のように改定する。

題名及び本則中「第七十五条の八」を「第七十三条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第一条、第九十七条、第二百五条及び第二百九条の規定は、公布の日から施行する。

(郵便貯金法施行令の廃止に伴う経過措置)

第二条 旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下同じ。)については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金法施行令(以下この条において「旧郵便貯金法施行令」という。)第一条から第五条までの規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後において、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法施行令第一条中「郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の郵便貯金法(以下「旧郵便貯金法」という。)と、旧郵便貯金法施行令第二条から第五条までの規定中「郵便貯金法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧郵便貯金法」とする。